

# 人権かながわ

## 2016



がりよばい 臥電梅 (三溪園) 撮影：委員 福田 護

### Contents

2 巻頭言…………… 神奈川県弁護士会会長 三浦 修

3 **特集** - 憲法問題を考える

- 国家緊急権について考える……………  
副委員長 櫻井 みぎわ
- 安全保障関連法の廃止を求めて……………  
憲法問題対策本部 本部長代行 石黒 康 仁
- 今、沖縄で起きていること……………  
委員 関守 麻紀子

● 部会報告

- 6 DV被害者支援を巡る関連機関との連携… 委員 斉藤 秀 樹
- 7 憲法24条「改正」問題について…………… 委員 太田 啓 子
- 8 関弁連の活動と当会との連携…………… 委員 大村 俊 介
- 9 フィリピン・スタディーツアー参加報告… 委員 小豆澤 史 絵
- 11 「働き続ける」ための就職活動の極意… 委員 石 畑 晶 彦
- 13 成年後見人と医療同意…………… 委員 内 嶋 順 一

● 委員会報告

- 15 2016年の人権擁護委員会の活動について… 委員長 本 田 正 男

## 巻頭言

神奈川県弁護士会会長 三浦 修



1946年（昭和21年）11月3日に日本国憲法が公布されてから、本年度で70周年を迎えた。2014年（平成26年）7月、政府安倍内閣は、従来の政府憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行い、2015年（平成27年）9月19日には参議院の強行採決によって安保関連法案を成立させた。そのように、日本国憲法の基本原則である恒久平和主義の理念は、実質的に政府解釈によって変容され、現在、わが国の平和法制は大きな岐路に立たされている。

日本弁護士連合会では、2014年（平成26年）2月に憲法問題対策本部が設置され、日本国憲法の基本原則である国民主権、平和主義及び基本的人権の尊重を実現するとともに、憲法の基本理念である立憲主義を堅持することを目的として、集団的自衛権の行使を行政の解釈又は立法によって容認するなど日本国憲法が定める憲法改正手続によらずに事実上日本国憲法を改変しようとする動きや、日本国憲法の基本原則と立憲主義を危うくするような憲法改正の動きに反対する活動、憲法全般にわたる調査、研究、啓発活動及び提言などの活動を行っている。

神奈川県弁護士会においても、2014年（平成26年）4月に憲法問題対策本部が設置され、以後、同本部を中心として、憲法問題をめぐる様々な活動を行っている。本年度（平成28年度）に入ってから、9月末日までの間に、関内や桜木町の駅頭において合計6回の街頭宣伝活動を行ったほか、憲法問題に関連する4回の講演会を主催し、憲法記念日に合わせた会長談話を発表した。また、5月24日の定時総会においては、神奈川県弁護士会として「安全保障関連法の廃止を求め、立憲主義の回復をめざす決議」を採択した。更に、9月24日には、横浜市神奈川区反町公園において、あいにくの大雨が降り

しきる中、約1800名の市民を集めて「憲法大集会2016『安全保障関連法制定1年 立憲主義を取り戻そう!』」と題する大集会が開催された。集会当日は、憲法学者、報道関係者、市民団体代表など、当会の活動に賛同する様々な演者が登壇し、参集した多数の市民に対して安保関連法の廃止と立憲主義の回復を訴え、会場は大きな熱気に包まれた。

戦争のない平和な社会は、基本的人権の尊重の土台となるものであり、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士の活動の前提ともなるものである。弁護士法第1条2項においては、そのような弁護士の使命に基いて、弁護士は、「誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」ことが明記されている。現在の憲法をめぐる前記のような政府の動きは、政府解釈によって実質的な憲法改正を行ったに等しく、立憲主義に反するものであって、弁護士によって組織される弁護士会としても決して放置できない問題である。

神奈川県弁護士会においては、そのように会内に憲法問題対策本部を設置し、特に憲法問題を重要なテーマとして取り上げて様々な活動を行っているが、それ以外にも、人権擁護委員会を設置して、①両性の平等に関する部会、②憲法及び基地問題調査研究部会、③外国人の人権に関する部会、④医療と人権部会、⑤働く人の権利に関する部会の各部会に別れ、市民・県民からの人権救済申立事件の調査・処理や人権問題に関する各分野の調査研究活動を行っている。

これからも、前記弁護士の使命を全うするため、会員一人ひとりの力を糾合し、弁護士会として様々な人権擁護活動に取り組む所存である。

## 特集 憲法問題を考える

## 国家緊急権について考える



副委員長 櫻井 みぎわ

**1** 国家緊急権とは、戦争・内乱・大規模な自然災害などの非常事態において、国家が非常措置を執る権限をいう。

日本国憲法には国家緊急権の規定がない。日本国憲法制定当時の金森徳次郎憲法担当大臣は、憲法に国家緊急権の規定を設けなかった理由として、「民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するためには非常事態に政府の意思で行う措置は極力防止しなければならないこと」「非常という言葉が口実に政府の自由判断を大幅に残しておくような精緻な憲法でも破壊される可能性があること」などと説明している。

**2** 近時大きな災害が起こるたびに政府関係者から緊急事態条項の必要性を訴える発言が聞かれるが、2015年9月に日弁連が東日本大震災の被災自治体に実施したアンケートでは、ほとんどの自治体が、災害対応で日本国憲法が障害にはならなかったと回答している。実際、日本の災害法制は、災害対策基本法で、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、内閣が「緊急政令」を制定し、生活必需品等の授受の制限や、価格統制、債務の支払いの延期等を決定できる旨が定められているなど、災害時に必要なさまざまな権限は、すでに、法律レベルで十分に整備されている。

**3** 自民党憲法改正草案には、緊急事態条項が置かれているが、緊急事態を宣言できる場合が法律に一任されており限定がないこと、必要があれば100日ごとに延長され、延長回数にも制限がないこと、内閣が広く立法権を持ち、令状なしの逮捕や集会の禁止なども含めいかなる人権の制限も可能であること、司法権による統制がまったく想定されていないことなど、あまりに問題だらけである。

これらの批判を受けてだろうか。最近、緊急事態条項の中でも、取りあえず国会議員の任期延長に絞って改憲を訴える動きもある。衆議院解散時は、

緊急集会の規定があるが(憲法54条2項但書)、衆議院議員が任期満了の場合は、このような規定がないので、任期満了後、総選挙前に不測の事態が起きた場合に、国会が対応できないとして、憲法に任期の延長について定める緊急事態条項を設けるべきだという主張がそれである。しかしながら、これまで、衆議院議員の任期満了に伴う総選挙は、過去に1回きりしかなく、また、予測できない緊急事態への対処の必要性は、解散中であれ、任期満了の際であれ、異なることはないから、任期満了の場合であっても、54条2項但書を適用する解釈をすればよいという憲法学者の指摘がある。また、任期延長は、政府がみずからの政権の延命として利用する危険性も大きいのである。

**4** 冒頭の金森徳次郎憲法担当大臣は、こうも言っている。「緊急勅令および財政上の緊急処分は、行政当局者にとりましては実に調法なものであります。しかしながら、調法という裏面におきましては、国民の意思のある期間、有力に無視し得る制度であるということが言えるのであります。だから便利を尊ぶかあるいは民主政治の根本の原則を尊重するか、という分かれ目になるのであります。」「過去何十年の日本のこの立憲政治の経験に徴しまして、間髪を待てないという程の急務はないのでありまして、そういう場合には何等か臨機応変に措置を執ることができます。』

**5** 立憲主義の要は、人権の尊重と権力の分立である。緊急事態条項は、このいずれをも一時的に停止しようとするものであり、いま、誰が何の目的でこれを声高に主張しているのか、私たちは歴史に学びつつ、金森大臣の言葉をもう一度よく噛みしめる必要があるだろう。

## 特集 憲法問題を考える

## 安全保障関連法の廃止を求めて

憲法問題対策本部 本部長代行 石黒 康仁



2016年9月24日、JR東神奈川駅近くの反町公園に集まった1800名の市民・弁護士は、それぞれ色とりどりの傘を差しカッパを纏い、司会者の合図に合わせて元気よく「立憲主義を取り戻そう!」「安保法制を廃止しよう!」のシュプレヒコールをあげ、降りしきる雨に負けじとプラカードを高く掲げていました。

この集会から1年前の9月19日、多くの国民世論の反対を押し切って安全保障関連法が強行採決され成立しました。中でも改正された国連PKO協力法によれば、これまで憲法違反のおそれがあるとして認められてこなかった「駆けつけ警護」や「住民保護のための治安維持活動」が新たな任務として認められ、更に任務遂行のための武器使用が認められるようになりました。そして、今、南スーダンに国連PKOとして派遣された自衛隊について、「駆けつけ警護」という新任務が実施計画により付与されようとしています。しかしながら南スーダンの現地情勢は、政権内における対立から混乱状態となりPKO参加5原則が崩れているとの指摘もあり、派遣される自衛隊員の安全確保が大きな課題となっています。

この間、神奈川県弁護士会では、同法は集団的自衛権の行使を認め、海外での武力行使を容認するもので明らかに憲法9条に違反するとして、5月24日の総会の場でも廃止を求める決議をおこなうとともに、政権与党側の「どんな反対の声が強まっても、数ヶ月すれば国民は忘れてしまうだろう」といった国民を愚弄するかの如き姿勢に抗するべく、成立後も市民に同法の問題点について考える機会を提供してきました。例えば、憲法問題シンポジウムとして柳澤協二さん講演会「安保法制と抑止力の正体」、伊藤真弁護士による国家緊急権学習会、埼玉大准教授中川律さん講演会「教育改革がめざすもの～教育改革と安保法の関連を探る～」、社会思想学者白井聡

さん講演会「戦後日本と平和憲法を考える」などを次々と開催し、多くの市民に同法の立法事実の有無を問い、また同法制定に至る戦後政治の有り様を米国との関係から俯瞰してみたりと様々な視点を提供してきました。その一つの集大成が冒頭の反町公園における憲法大集会の開催であり、集会後は二手に分かれてデモ行進をし、当会そして集会参加者の思いを沿道の市民に訴え続けました。

この大集会は当会が主催し、共催として日弁連や関弁連も名を連ねていますが、このような集会の開催、あるいは安全保障関連法に反対する会長声明や総会決議について、会内には「政治的な意見表明であり、弁護士会の役割に反する」、「強制加入団体における少数者の意見が無視されている」といった声の一部会員から出ていることも承知しています。

しかしながら、弁護士・弁護士会による法律制度や人権問題に関する調査研究は、その時々々の政府の施策や方針と関わってくることは避けられず、政治的であるという理由だけで意見表明が制限されるとすれば、弁護士会そのものの存在意義が問われかねないと思います。また、法1条に規定された弁護士の使命を達成するにあたり、弁護士個人としての活動には限界があり、弁護士の集合体である弁護士会が、その活動を支援し意見を明らかにしていくことは弁護士会の目的の範囲内にあるとして判例でも認められています。

今、安全保障関連法の違憲性を司法の場で明らかにしようと、全国各地で国賠と差止訴訟が提起され、神奈川県でも300名近い市民が原告となった違憲訴訟が横浜地裁に係属しています。弁護士会としてこの訴訟に直接関わることは出来ませんが、私の所属する憲法問題対策本部としては、当会人権擁護委員会とともに、同法廃止へ向けて引き続きその違憲性を街頭宣伝や講演会の場などを通じて訴えていきたいと考えています。

## 特集 憲法問題を考える

## 今、沖縄で起きていること



憲法問題及び基地問題調査研究部会 委員 関守 麻紀子

**1** 沖縄県辺野古大浦湾への米軍の新基地建設を巡り、沖縄県と国とが裁判で争っている。

2016年3月、3つの訴訟が和解により終結し、埋立工事は中止されたが、その後、国は、県に取消処分を取り消しを指示をし、県がこれに従わないことが違法であるとして、再度、提訴した。和解からわずか半年後の9月、福岡高裁那覇支部は、辺野古移設が唯一の有効な解決策であるとまで述べて、国の主張を全面的に認めた。県は最高裁に上告し、現在継続中である。

県北部の高江では、米軍のヘリパッド建設を強行しようとする国と反対する住民との間で激しい攻防が繰り広げられている。人口わずか150人の村に全国から500人規模の機動隊が投入され、連日のように、市民が拘束され、けがをし、あるいは逮捕者が出る事態となっている。

**2** 沖縄戦で多数の命が失われ、銃剣とブルトナーにより強制的に土地を接収されて米軍基地が建設され、戦後27年間も本土と切り離されて米軍統治下に置かれたという経緯、ダイオキシンが検出されるなどの米軍基地による環境破壊、米軍機によるとてつもない騒音、米軍人・軍属による凶悪な犯罪があとをたたないことなど、米軍基地による被害は甚大である。そもそも国土の0.6%の面積しかない沖縄に在日米軍基地の約74%が集中しているという現実を考えれば、これ以上沖縄に米軍基地を置くことは公平ではなく、米軍基地の負担を押しつけることはできないはずである。

国は、辺野古新基地建設は普天間飛行場返還に伴う代替基地であり、高江ヘリパッド建設は北部訓練場の返還に伴う移設であって、いずれも沖縄の負担軽減のための策であるとの詭弁を弄する。しかし、新たな基地は基地機能を強化するものであるし、そもそも沖縄の負担軽減のためとしながら、県内に代替基地を建設するというのは腑に落ちない。

沖縄県が、新たな基地建設はやめてくれ、というのは当然であろう。私たちは、その声に、真摯に耳を傾けなければならない。

**3** 沖縄の現状に話題が及んだ時、知人が、「沖縄の人たちが基地の押しつけはごめんだ、と言うのはもっともだと思うが、自分の生活圏に米軍基地があったら困る、だから、申し訳ないが、沖縄の反基地運動に賛同しない」、と言った。

とても正直な本音だと思う。

けれど、この本音こそが、機動隊員に「土人」、「シナ人」発言をさせた、沖縄に対する差別の構造を支えているのではないか。

そして、他人の権利に対するこのような無神経さこそが、沖縄県との対話を積み重ねようとせず、訴訟や、反対住民の実力排除によって、建設を強行しようとする政府を後押ししているのではないか。

権力による理不尽な人権侵害を一度許せば、歯止めがきかなくなる。

辺野古や高江での集会に参加した時、沖縄の人が「これは沖縄だけの問題ではない。本土でもいずれ同じことが起きる。」と言うのを何度も聞いた。

権力を縛らなければ、権力は暴走し、ひとりひとりの国民の権利や生活など、いとも簡単にないがしろにされるだろう。

沖縄は、米軍基地を押しつけようとする権力に、抗っている。

人権の侵害を回避し、自治体の意思を尊重しつつ、国民の安全保障という目的を達成するために、どのような方策がとれるかを、真摯に考えなければならない。まず米軍基地ありき、の思考から脱却する必要もあるかもしれない。

決して容易なことではないだろうが、不断の努力を重ねて道すじを探る過程こそが、民主主義に基づく政治なのではないだろうか。

## 部会報告



## 両性の平等に関する部会

## DV被害者支援を巡る関連機関との連携

委員 齊藤 秀樹

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆるDV防止法）が、平成13年から施行されたことを受け、当会は平成15年から横浜市と定期的に連絡協議会を開催してきた。さらに、神奈川県や県警本部、裁判所などとの定期的協議にも参加してきた。被害者支援は弁護士会だけの活動で実現できるものではなく、関係する各機関との連携があってはじめて、円滑に遂行される。連携のなかで、行政の得意とするところ、弁護士会の得意とするところを相互に理解、認識することを通じて、被害者の救済と自立支援が可能になる。その結果、現実に一定の成果を上げてきたと自負している。少なくとも他府県に比べると格段にDV被害者保護に厚いと胸を張れる体制だった。

ところが、平成27年4月、神奈川女性センターが江ノ島から藤沢に移転し、名称が「かなテラス」に変更になったところから、上記協調体制に不協和音が聞こえてくるようになった気がするので心配だ。

個人事業主の集合体である弁護士会と違い、行政機関は組織であるから、一職員の一存や意欲だけでは、いかんともしがたいことは事実あるのだろう。意欲ある職員が不満を抱えるということは以前から仄聞していたところであった。しかし、近時は、行政機関が自らの組織防衛をまず念頭においているのではないかと思えるような報告が複数寄せられている。

我々弁護士もそうだが、まずは自らの安全を確保することは大前提である。しかし、活動の

目的はどこにあるかといえ、あくまでDV被害者支援のはずだ。組織の論理で被害者支援を後退させることは本末転倒の議論と言わざるを得ない。

とりわけ心配なのが、避難直後の緊急一時保護の期間中である。最も危険性の高い時期であり、身の安全に細心の注意を払うことは当然である。しかし、それに尽きるものではないはずだ。その後、司法手続に向けて準備することは少なくない。特に、被害届や医療機関への受診などは、直後の期間でなければできない又は意味が乏しいことである。しかし、どうもあまり実施されていないようである。勿論、被害者自身が明確に望まないのであればいいが、行政側が、被害者に対し、暗に、刑事立件化や医療機関受診を断念させているようなケースも仄聞するときがある。保護命令申立も同様である。

背景には、刑事事件や保護命令制度に対する誤解・理解不足があると推測している。となると、問題はこうした法的制度について、正しい理解を伝えてこなかった弁護士会側の責任でもある。弁護士会は法的手続きの専門家集団である。一方、行政職員は異動することが常であり、法的知識と経験に欠けることを一概に非難できない。弁護士会は、行政機関に正しい法的知識を得てもらえるよう、今まで以上に力を注いで行かなければならないと考えている。

他の自治体の模範となれるようなDV被害者支援を再度目指したい。

## 部会報告



## 両性の平等に関する部会

## 憲法24条「改正」問題について

会員 太田 啓子



2012年4月発表の自民党憲法改正草案（以下「改憲草案」）では、夫婦は同等の権利を有すると定める24条を「改正」している。現行憲法との比較は以下の通りである。**太字+下線部**は改憲草案での新設部分、一重線削除部分は、改憲草案での削除箇所である。

〔24条 **1項（新設）** **家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない** 2項 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。3項 **家族、扶養、婚姻及び離婚**、配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。〕

この意図はなんであろうか。

24条を含む改憲草案全体を貫く大きな特徴は、「個人主義のいきすぎが社会を悪くしている」という認識が根底にあり、個人よりも家族、社会、国家を重んじようとするところだ。象徴的なのは、「すべて国民は個人として尊重される」とする現行憲法13条を改憲草案では「全て国民は人として尊重される」と「個」の字を削除している点である。本当に日本社会の様々な病理は「個人主義のいきすぎ」から生じているのか。

家族を構成する個人の権利と家族全体とは時に対立する。例えばDV被害を受け、離婚したいが経済力が無いために我慢しているという女性の法律相談は多い。この場合は家族関係を解消したほうが被害者個人の幸福にはかなうが、

経済力が乏しい女性はそれがなかなかできないのだ。24条の「夫婦は同等の権利を有する」という精神が日本社会では十分実現されていないからこそこのような問題が生じているのであって、24条は変えるどころかむしろ徹底する方向で社会を変えていかなければならない。

「家族は互いに助け合わなければならない」というのは一見当然の道徳を書いているようだが、国民を縛る方向の義務規定や道徳観念を、本来国家権力を縛る憲法の中に記載すること自体に警戒感を覚える。警察庁の犯罪白書によると殺人事件の多くは実は家族間で起きている。たとえば老老介護で行き詰った心中事件は、家族間の助けあい精神が足りないから起きたことだろうか。むしろ、家族だけでは抱えきれないことを抱えてしまったがゆえの悲劇も少なくない。本来国家が行うべきことは、家族だけでは抱えきれないことを社会保障でサポートすることであって、「家族どうしで助け合え」と国民に義務づけることなどではない。一見美しいことを言っているようであっても、背景には社会保障費用を削減するための大義名分を盛り込みたいという発想があるのではないかと感じる。

実は、憲法24条を変えたいという一部の論調は1950年代から続いてきた。近年では、2004年に自民党が「憲法改正」に向けて発表した「論点整理」の中で「婚姻・家族における両性の平等の規定（現憲法24条）は家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」との記載がある。あたかも、両性の平等規定が「家族や共同体の価値」を妨げているとでもいわんばかりである。このような24条「改正」論には最大限の警戒を呼びかけたい。

## 部会報告



## 外国人の人権に関する部会



## 関弁連の活動と当会との連携

委員 大村 俊介

## 1 関弁連の活動

現在、私と河野隆之弁護士が、関東弁護士会連合会の外国人の権利救済委員会の委員として、定期会合、研究合宿、各地の入管相談会・視察などに出席し、当会人権擁護委員会外国人部会との連携を図っています。

例えば入管事案では、海老名に生活拠点のある方が茨城県の牛久に送られるなど、活動が単位会の枠を跨ぐことが多々あります。関弁連はこのようなときに、複数の単位会間の弁護士による協力体制づくりをサポートする役割を担っています。また、関弁連は、各単位会からの情報を集約し、各入管の運用状況を把握し、適時適切な抗議活動を行うなど、その機動性を活かして精力的に活動しています。そして、こうした関弁連での動きが各単位会に伝えられ、各単位会での活動も活性化する、という循環が作られています。

## 2 横浜入管視察

その活動の一環として、平成28年10月27日、関弁連有志で横浜入管を視察しました。近時、横浜入管で食事への異物混入（毛髪、虫の死骸等）事件が続いている件、仮放免者が行っているボランティア活動を横浜入管が問題視する言動が続いている件などについてただし、入管に対応を求めました。施設は概ね清潔で、刑務所等よりは良好な印象を受けました。しかし、被收容者はそもそも犯罪者ではありません。今回の視察では、インターネットを利用できるようにする、外部からの電話を受けられるようにする、といった課題を改めて認識することになりました。

## 3 家事支援人材の受け入れ

最後に、今、関弁連と当会で連携して取り組んでいるのが、外国人家事支援人材の受け入れの問題です。神奈川では既に、ダスキン、パソナ、ポピンズ、ベアーズの4社が、フィリピンから計40名弱を受け入れることが決定しました。

実質的な単純労働者を受け入れる制度として、外国人技能実習制度がありますが、賃料の未払いが横行し、寮費として過大な金額が天引きされる等、その劣悪な労働環境が問題となっています。家事支援外国人受入事業においても同様の懸念があるほか、利用世帯といういわば密室での業務となるため、契約外の作業（介護、マッサージなど）をやらされたり、いじめ・嫌がらせにあう可能性もあります。

そこで当会人権擁護委員会では家事支援人材PTを組織し、関弁連と連携して、これまで神奈川県庁、内閣府、東京労働局を順次訪問する等、関係機関との意見交換を行ってきました。その過程で、県も内閣府も、必ずしも外国人技能実習制度における課題を踏まえた準備ができているわけではなく、新しい制度の構築にあたって手探りでやっていることが分かり、弁護士からのアプローチにも興味をもってもらっているという印象です。

今後は、トラブルに巻き込まれた家事労働者が弁護士につながるための、広報や相談会など制度的なアプローチを中心に考えていくことになりそうです。その意味では、まさにこれからの活動に注目していただきたいと思います。

## 部会報告



## 外国人の人権に関する部会

## フィリピン・スタディーツアー 参加報告



委員 小豆澤 史絵

**1** 大村俊介委員の報告でもふれられていた家事支援人材の送り出しがどのように行われているのか、実態を見聞するため、2016年8月、「JFCネットワーク」が主催したスタディー・ツアーに参加しました。

**2** 「JFC」とは「Japanese-Filipino Children」の略称で、「JFCネットワーク」は、JFCを支援するため1994年に設立されました。マニラにも事務所があり、認知・養育費・日本国籍取得などの法的支援を中心とした活動を行っています。2016年のスタディー・ツアーは、JFCとの交流に加え、家事支援労働者養成学校や支援団体の訪問等が企画されました。

ツアーでは前半はダバオ、後半はマニラに滞在し、それぞれ現地のJFCの家族と交流しました。ツアーの目玉がJFCの家庭でのホームステイで、大変楽しくかつ貴重な体験ができました。

**3** 家事支援人材の関係では、まずダバオで養成学校を訪問しました。家事支援

人材は「研修の修了証明書」を提出することが求められており、これを発行するのが「養成学校」です。ということで私も、いわゆる「学校」のようなものを想像していたのですが、実際には、全く想像と違う場所でした。

入口から入るとまずオフィスがあり、その奥の倉庫のようなスペースに、ベッドルーム、洗濯スペース、キッチンスペースがありました。学校が直接生徒の募集を行うことはなく、全て、仲介業者から依頼を受けて研修を実施し、修了証明書が発行されます。研修費用も業者から支払われ、派遣後のお給料から天引きされることが推測されます。実際の研修の様子を見学できなかったのですが詳細は分かりませんが、家電製品等は相当古いものばかりで、設備を見る限り、研修の内容に疑問を感じざるを得ませんでした。

**4** 次に、マニラにある支援団体を訪問しました。この施設は、シンガポールの企業から資金援助を受けて運営されており、シン



▲養成学校の様子。犬の世話の研修のため犬が二匹飼われていました。



▲ホームステイした先の子どもたち。一番奥に写っているのがJFCの中学生の男の子。親戚の子どもたちも集まって来て、お土産の折り紙に大喜びでした。

ガポールにある団体と連携しながら、フィリピンの仲介業者に対する裁判の支援等を行っています。

その内の一人Aさんは、住み込みの家政婦として派遣されましたが、実際には雇用主が経営するお店で働かされました。休みは一日もなく、携帯電話も持たされないので、外部と連絡を取ることもできませんでした。お給料は全額支払われても月7~8万円のところ、実際にはその半分も払われなかったそうです。Aさんは、シンガポールにある支援団体に助けを求めて保護され、フィリピンに帰国しました。

なお仲介業者は日本円で1000万円以上の保証金を銀行に預けることが義務付けられており、裁判で勝てばお金は確実に回収できるようで

す。といっても、裁判をすると次に派遣してもらえないことを心配して、泣き寝入りするケースが多いとのことでした。

**5** 日本では住み込みは禁止され、日本人と同等以上の賃金が義務付けられていることから、直ちにAさんのような被害が出ることはないかもしれません。しかし、例えばパソナは、神奈川県民のみを対象に1回2時間×月2回で10,000円と、他県より低価格のサービスを始めました。

通達を遵守しながら、どういう仕組みでこうした低価格を実現しているのか、今後の各受け入れ企業の対応を注視すると共に、家事支援労働者がいつでも相談できる体制を整備していきたいと思います。



## 部会報告



## 働く人の権利に関する部会

# 「働き続ける」ための 就職活動の極意

委員 石畑 晶彦



## 1 はじめに

神奈川県弁護士会では（当時は横浜弁護士会）、人権擁護委員会働く人部会の主催で、平成28年2月27日に「働き続ける」ための就活の極意という企画を行った。講師は、法政大学キャリアデザイン学部の上西充子教授と部会員の佐藤正知弁護士である。

この企画は、昨今ブラック企業が増えており、過労死なども起こっていることから大学生にブラック企業に入らないためにどうすればいいかをアドバイスすることで過労死などを防止することができればという思いで企画をした。

今回は主にこの企画の内容について説明、感想を述べたいと思う。

## 2 「働き続ける」ための就職活動の極意

### 1 6つの危険

上西教授は、就活前に知っておきたい6つの危険を解説した。順に説明したいと思う。

#### (1) 就職ナビや企業採用情報を鵜呑みにする危険

例えば、就職ナビでは、たくさんの企業のエントリーを勧められ、それが大事かのように（そうすれば内定が出るかのように）広告する。しかし、たくさんのエントリーは採用の確率を決してあげるものではない。エントリーの数を増やすことだけに躍起になり、ただただ学生が疲弊してしまう可能性すらある。自分の経験を振り返ってみても、他の学生はこれくらいの数をエントリーしているのが当然と就職ナビ

に促され、たくさんエントリーすることに時間をかけて、エントリーをするだけで疲れていたこともあったことを反省した。

その他にも、就職ナビや企業採用情報はあくまで広告情報であり、本当に大事なことを故意に語らないことから、その情報につられることは危険であることなどが説明された。

#### (2) 内定を得やすい企業に入るという危険

また、長時間残業が増えて、3年で3割の離職率がある（もっとも業界や企業によっても異なる）現在、内定を得やすい企業は、傾向として大量採用をするが、大量の離職も前提としている可能性もあるとして、内定を得やすい企業に入ることも危険視している。

#### (3) 「ブラック企業」を避けるために、クチコミ情報に頼る危険

では、働き続けることのできる企業に入るためにどのような情報を頼りにすればよいか。上西教授は、ネットのクチコミ情報は操作されている可能性もあり、そのみに頼るのは危険という。そして、情報としては、東洋経済新報社の「就職四季報」を活用すべきと述べた。

就職四季報には、3年後離職率の記載があり、離職率を把握することできることなどがその理由である。もっとも、離職率が記載されていない企業もあり（NA＝無回答）、その場合には警戒すべきであると述べていた。私自身は、就職四季報などをチェックして、就職活動をしていなかったが、有料ではあるが、活用すべき素材と感じた。

#### (4) 初任給はどこでも同じ、と思込む危険

この問題は、いわゆる固定残業代の問題であ

る。初任給が高いように見せても、(月30時間の残業代を含む)といった記載があり、実際の基本給は低いという可能性がある。

初任給の記載を見て、だいたいどこでも同じと考えるのではなく、このような記載もちゃんと見て判断しないと、内定をもらった企業がブラック企業である可能性もあり、危険である。

私が法律相談を受けた案件も初任給として30万円を提示されており、初任給が高額という理由で就職することになったが、実際には残業代込みで決められており、基本給が著しく安いことが後でわかり、退職を考えているといった相談もあった。結局相談者は退職することになったが、そのようなことのないように事前にしっかりと雇用条件を確認しておくことが望ましい。

#### (5) 弱い立場だから聞けない、言えないと考える危険

例えば、内定承諾書に署名してしまったし、今さら辞退などできないなどといった考えによって、やむなく内定承諾書を書いた企業に就職してしまう危険である。しかし、労働者には退職の自由があり、内定者であっても内定辞退もできるのであるから、内定をもらったからといって辞退ができないと悩む必要もない。現在ではオワハラ(就活終われハラスメント)の問題もあり、内定をもらおうと他の企業に就職するななどといったハラスメントを受けることがあるが、一般的には内定辞退者も織り込み済みで企業は採用をしているのであるから、そのようなハラスメントに怯える必要はない。

実際に採用内定をもらった段階では、「内定をもらった立場で…」という理由で内定辞退を躊躇することもわかるが、仕事を始めてから辞めることなどを考えれば、第1志望でないのであれば、内定辞退する勇気も大切であると感じた。

#### (6) もう仕方ない、と思いつく危険

ここが特に重要である。

例えば、新卒の会社を辞めたらもう後はないなどと誤解して、ブラック企業に働き続けて体

を壊す労働者は多い。会社のいうことがすべてではないし、もしおかしい・つらいと感じたらすぐに専門家に相談することが重要である。会社は常に善であると考えて、自分を追い詰めてしまうことが過労死にもつながってしまう。過労死という事態に陥る前に、一刻も早く専門家、専門家のハードルが高ければ家族に相談することが大切である。

## 2 採用内定をめぐる諸問題

佐藤正知弁護士からは、採用内定をめぐる諸問題に関する解説があった。

内定でも雇用契約は成立しており、既に労働契約は成立している以上、解雇の有効性には高いハードルがあること、また、内定の辞退についても14日前に予告すれば辞職ができることなどが解説された。

最近私も内定に関する相談を多々受けており、一般人としても内定に関わる法律知識に関する関心は高いことから、大いに参考になったのではないかと感じた。

## 3 感想等

とても参考になったが、出席者が学生よりも親が多かったことがとても印象に残った。なかなかまだ社会に出ていない学生などは法律の話などは難しい問題なのかもしれないが、今回の講演の本質的なところは学生が社会人になり過労死をすることを防ぐ、自分を守る武器を身に着けてほしいというところにもあるため、今後はより学生の出席者増やせるように努力していきたいと考えている。

なお、アンケートも実施したが、「わかりやすい内容だった。」「とても参考になった。」などといった肯定的な感想が多かった。

## 3 今後の予定

現在(平成28年10月31日)原稿を書いている関係で残念ながら結果が報告できないが、働く

人部会で、11月4日に「大学生の就職活動等における労働問題についての協議会」が開催される。

この協議会は大学の就職課の方々をお呼びして、実際に学生から受けた悩みなどを素材として、大学生の就職活動に関する労働問題について

協議するものである。

大学の就職課の近時の悩みなどを協議することで今後の働く人部会の活動にも生かしていきたいと考えている。

## 部会報告



## 医療と人権部会

### 成年後見人と医療同意

**1** 皆さん、こんにちは。平成28年度「医療と人権部会」部会長の内嶋です。

当会登録ほやほやの時から人権擁護委員会に籍を置き、一時は真面目に全体委員会にも部会にも顔を出していたのですが、いつの頃からか、事件委員会にだけ出ればいいやという誘惑に負け、確か副委員長をお引き受けした時期もあったはずですが、全体委員会に副委員長として出頭した回数は数えるほどしかなく、「人権擁護委員会史上最も影が薄い副委員長」と言われているに違いない押しも押されぬ幽霊委員であります。

で・す・が、いつだったか、神奈川医療問題弁護団で大昔からお世話になっておりました海野先生（父）から、「人権の医療部会の部会長お願いできませんか？」といつもの優しいけど有無を言わせぬ電話を頂戴し、気が付けば「はい」と安易な返事をしておりました。

さて、部会長を引き受けたとなれば、まずやることは「人集め」。いくらごんまりとした部会といっても、まさか1人医療部会なんてしゃれにもならない羽目に陥ることだけは避けなければなりません。幸い、本田委員長が、既に医療部会員の烙印を押してあるリストを下さったので、私のやることは強制加入手続と出頭要請を行うことだけです。ということで、皆

委員 内嶋 順一



様に恐る恐る出頭をお願いしたところ、なんと、めでたく、黒田陽子委員、海野（父）委員、高橋良委員、小林展大委員という、こんな部会長にはもったいない優秀な委員の皆様が出頭してくださいました。まあ、おやつを出すのだ、楽しくやろうのだ、放課後ティーパーティ並のまったりとした誘い文句を並べましたので、皆さんそれに目がくらんだのかもかもしれません。もっとも、部会長もおやつを出し続ける甲斐性を見せねばならぬのですが（笑）。

で、部会長の次の任務は、せっかく集まってくださった委員が暇をもてあまさないよう、とにかく仕事を見つけてくることです。とは言っても、医療部会は、いわゆる実働部会ではないので、本当のお仕事をやるのは難しく、必然的に仕事は「研究もの」に落ち着くのですが、問題は「何を」研究するかです。神弁医療問題の文鎮、いや重鎮である海野（父）先生に何うと、既に手垢がついてしまったテーマは「ハンセン問題」「遺伝子操作」「医療同意」とのこと。おいおい、おいしいテーマは全部使用済みですか？と一時は非常に追い詰められたのですが、困ったときは我田引水といういつもの姑息な発想で、そうだ「成年後見人と医療同意」をテーマにしようとなり、実に安易かつ即座に今年度のテーマが決まりました。

2 テーマを決めるところまではよかったのですが、色々調査してみても、成年後見人と医療同意なんて、ほとんど文献らしい文献がありません。そりゃそうです、だって、日本の法制度は、原則、患者本人以外の医療同意は認めていないのですから。いわゆる「一身専属権」という奴です。自分の身体を切られたり穴を開けられたりするのを、他人に決められたりしたらたまったものではないですよ。ということで、建前論では、医療同意は患者本人しかできないことになっているのです。

しかし、現実には、患者ではなく、家族が患者に施す医療を決定してしまっていることも珍しくありません。特に、高齢化が進んだ近年では、患者が認知症等で判断能力を失っており、医療を施す場面でも、患者本人は全くと言っていいほど判断ができない状況が多々見られます。一方で、そんな高齢の患者にも医療が施され、身体だけは機能を保ち続ける、そんな医療の進歩が、ますます患者不在の医療同意に拍車をかけているのです。

この本人以外の医療同意の波は、当然のことながら成年後見人にも及んでいます。ごく身近にある医療同意の例としては、「インフルエンザ予防接種の同意」があります。ちょっと北風が身に染みて日本酒がおいしくなる頃に施設からお手紙が届くあれです。「え？そんなありふれた予防接種、同意するのが当然じゃないの？お年寄りがインフルエンザにかかったらそれこそ亡くなっちゃうかもしれないのに。」という声が聞こえてきそうです。でも、インフルエンザの予防接種だって立派な医療行為です。そして、稀ではあるものの、重篤な副作用を発症する場合もあります。その副作用を、自分が後見を担当している被後見人御本人が発症しないとは限りません。こうやって慎重に考え始めると、インフルエンザの予防接種だからといって安易に同意できなくなります。

「じゃあ、君が言ったように、一身専属権だから予防接種を受ける本人に判断させればいい

じゃないか」という声も聞こえてきそうです。しかし、患者本人が、インフルエンザの予防接種を理解して、自己責任で予防接種の選択をするだけの能力が残っているなら、苦勞はありません。その程度の判断能力も怪しくなっているために成年後見制度を利用せざるを得ない方も沢山いらっしゃいます。さて、こうなってしまうと、建前論では誰も医療同意をすることができなくなり、当該患者本人が医療を受けられないという不都合が生じてしまいます。

3 成年後見人は、本人の家族でもないにもかかわらず、こんな選択の岐路に立たされることがしばしばです。先ほどは、インフルエンザの予防接種という例を挙げましたが、実際には、下手をすると生死に関わる医療を施す場面での医療同意を求められることもあります。そんな厳しい選択を迫られたとき、当会会員はどうしているのだろうか。これが、私の頭の中に浮かんだ素朴な疑問でした。

そこで、今年度の医療部会は、高齢者・障害者の権利に関する委員会の後見制度部会とコラボをし、弁護士後見人を経験されている当会会員に医療同意に関するアンケートを実施し、それを分析した上で、後見現場における実質的な医療同意の実態を皆様に報告しようということになりました。この記事を読んでくださっている当会会員のお手元にも、当部会のアンケートが届くかもしれませんが、どうかひとつご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

あれ、いつの間にか真面目な記事になってしまったではないですか。しまった、根が真面目だからか！



## 委員会報告



## 2016年の人権擁護委員会の活動について



委員長 本田 正男

### 1 人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会の活動は、およそ2種に分かれます。

1つ目は、人権侵害を受けたという市民からの申立てを受けて調査を行い、必要があれば人権侵害行為を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していますが、この規定を受け、神奈川県弁護士会においても、弁護士会として、人権侵犯事件に対する調査・措置を行う制度が設けられているのです。

もう1つの活動は、様々な人権課題についての調査研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動です。様々な人権課題について専門的に調査研究を行うため、人権擁護委員会では委員会の中にさらに以下の5つの部会を設け、全体委員会とは別に並行して部会単位でも活動を行っています。

①両性の平等に関する部会（性別によって社会的に弱い立場に置かれてしまっている女性の権利や福祉を図る視点から、DV被害者の保護や性別にまつわる人権問題に取り組んでいます。）  
 ②憲法問題及び基地問題調査研究部会（神奈川県弁護士会では3年ほど前に憲法を取り巻く危機的な状況に対応するため憲法問題に包括的にまた正面から取り組む組織として憲法問題対策本部が立ち上がりましたが、基地部会では、この憲法問題対策本部とも連携をとりながら、憲法を土台に米軍基地の孕む諸課題に取り組んでいます。）

③外国人の人権に関する部会（入管実務や難民援助、外国人の法律相談など日本国籍がないことから弱い立場にある方々の人権問題に取り組んでいます。）

④働く人の権利に関する部会（労働審判や働く人相談、110番活動などいわゆる労働者側の立場から、使用者側に比較して社会的に弱い地位にある方々の人権問題に取り組んでいます。）

⑤医療と人権部会（医療に関する諸問題に取り組んでいます。）

この人権かながわ2016では、以上の5つの部会すべてから個別に部会の活動報告を執筆してもらっていますので、部会の活発な活動についてもぜひご参照ください。

以下では、上記の整理に従い、人権救済申立事件と、各部会を中心とした様々な人権課題に関する取り組みに分けて活動の概略をご報告させていただきます。

### 2 人権救済申立事件と勧告事案について

神奈川県弁護士会に対する人権救済事件の申立件数については、数年前には年間40件程で推移していましたが、2015年度は27件、今年度は10月末までに16件という件数に止まっています。申立てのうち半数程は例年横浜刑務所内における人権侵害行為を問題にするものですが、その他にも刑事事件手続きや、福祉施設における虐待など各種の人権侵害行為について申立てがあります。

そして、この1年間を振り返りますと、2016年1月に横浜刑務所に対して外部交通の不許可に関して1件、2016年2月にやはり横浜刑務所

に対して工場就業者の諸動作について1件、それぞれ勧告を出しています。後者の事件は、「工場就業者の諸動作について」と題する文書に基づき、収容者に対し、(a) 移動に際して、被収容者に、職員の掛ける号令に合わせて、「足先が自然に下に向くように、左足から足を上げ、手の振りは両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る。」よう指導すること、(b) 上記のような移動方法に従っているか否かを優良工場の評価の要素とすること、(c) 刑務所内での「休め」の姿勢について、「両腕を背部に回し、左手を下、右手をその上にして両親指を交差させ、その他の指を伸ばす。」よう指導することを直ちに止めるように求めたもので、元々は内部文書であった上記文書の入手が勧告の決め手となりました。

ちなみに、神奈川県弁護士会のホームページには、2006年度以降の人権救済勧告等の一覧も掲載されていますので、よろしければそちらもご参照いただければと思います。

<http://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/jinken/kankoku/index.html>

### 3 様々な人権課題に関する取り組み

前述のような各部会の活動はそれぞれとても活発で、人権擁護委員会の委員会全体としての活動の総体は大変な質量になります。

イベント等についても枚挙にいとまがありませんが、憲法に関連したものにつきましては、憲法基地部会の報告に譲りたいと思います。

そして、当会は、今年度5月の通常総会において会として安全保障関連法の廃止を求め立憲主義の回復をめざす決議を行い、6月にはヘイトスピーチに関連して不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるよう求める会長談話を、さらに、7月には最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明を、また、8月には学校法人神奈川朝鮮学園に係る補助金交付に関し政府通知の撤回及び適正な補助金交付を求める会長声明

を、それぞれ発表していますが、これらの発表については、いずれも人権擁護委員会（の各部会）の積極的な活動が下支えになっています。

なお、神奈川県弁護士会のホームページには、1998年度以降の会長声明・決議・意見表明が掲載されていますので、ご参照いただければと思います。ちなみに、本年度の一覧は以下のとおりです。

<http://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2016/index.html>

加えて、6月10日には全国一斉労働相談ホットライン、6月23日には女性の権利110番などもそれぞれ実施しています。

<http://www.kanaben.or.jp/news/event/2016/index.html>

人権擁護委員会では、現在も、川崎のヘイトスピーチの規制に向けた取り組み、神奈川県が積極的な受け入れを表明している外国人家事支援労働者の受け入れを巡る問題の検討、神奈川県下の女性保護事業の改善に向けた取り組み、後見人による医療同意の法的問題点の検討など数多くの人権課題に日々前向きに取り組んでいます。

弁護士会の人権救済活動は、弁護士法の規定する基本的人権の擁護を実現する活動として、弁護士や弁護士会の存在意義を支える本質的で大切な任務の一つです。その意識と誇りを胸に今後とも人権擁護委員会の活動の一層の充実や活性化を図っていきたいと思っています。

